

2020年11月17日(火) 16:00～(東京)

会場：主婦会館プラザエフ8階スイセン

被害者弁護団声明

第一生命被害者弁護団結成

**「第一生命は被害者に対し直ちに全額被害弁償を行い
再発防止策を講じるべきである。」**

11月17日、「第一生命被害者弁護団」を結成し、これを公表致します。

第一生命山口支社(徳山分室)の正下文子は、10年以上前から、少なくとも24名の顧客に対し、第一生命の「特別枠」で現金等を預かり運用する等と嘘をつき、合計19億5000万円以上もの現金等を騙し取りました。正下は、長年にわたり地元政財界の幅広い人脈を活用して第一生命のトップセールスレディと目され、第一生命で1人だけ「特別調査役」なる肩書を付与され、社内で「女帝」と評されるほど絶大な影響力を持つ存在でした。正下は第一生命から付与された称号である「特別調査役」「上席特別参与」なる肩書を最大限に悪用してこれらの詐欺を行ったのです。

保険業法では、保険会社に対し、保険募集人に対するコンプライアンスマニュアルの周知徹底や内部監査体制の充実等のコンプライアンス体制整備義務や不祥事故防止措置義務等を課していますが、第一生命は、正下に対し、日常的な業務報告義務等を課さず、定期的かつ実効性のある内部監査やコンプライアンス研修等を殆ど行っていませんでした。3年前、正下の業務についての不審な点があるとの指摘を同社は認識していましたが、見るべき対策を採りませんでした。

第一生命が保険業法に基づき、適切なコンプライアンス体制整備義務や不祥事故防止措置義務を尽くしていれば、このような詐欺被害が発生・拡大することを未然に防止できたことは明らかです。第一生命は被害者に対し、直ちに、不法行為責任及び使用者責任に基づき全額の被害弁償を行うべきです。また、金融庁は、保険業法違反に基づき厳しい行政処分を第一生命に課して、再発防止措置を命じるべきです。

本弁護団では、被害者3名(本日現在)の代理人として、正下文子本人および第一生命の法的責任及び社会的責任を追求していきます。

報道等をご覧になり、自分も第一生命正下文子により同じような詐欺被害にあったのではないかという心当たり等がおありの方がいらっしゃいましたら、弁護団までご連絡ください。

なお、報道関係者各位におかれましては、本件被害者の方々のプライバシーを侵害されないよう、直接の訪問、電話、FAX等による取材活動は厳にお控え下さい。

被害者弁護団 東京問い合わせ先

【被害者弁護団メールアドレス：daiichiseimei@higaibengodan.com】

【被害者弁護団専用電話：03-3359-0613(平日12時～16時)】

弁護団 東京共同法律事務所 弁護士山口広・弁護士猿田佐世・弁護士濱本凌汰
吉峯総合法律事務所 弁護士吉峯真毅・弁護士吉峯裕毅
・弁護士大井倫太郎